

児童相談所各種会議及び児童記録に係る個人情報取扱要綱

(趣旨・目的)

第1条

この要綱は、「京都市児童福祉センター事務分掌規則（昭和57年1月16日 規則第96号）」第4条に規定する児童相談所の業務を実施するに当たり、個人情報の適切な取扱いの徹底を図るため、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条

この要綱で使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 個人情報

個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報

(2) 児童記録

児童記録（台帳）に編綴される資料及び京都市児童家庭相談システム（以下「システム」という。）に集約される全ての情報

(3) 援助方針等の決定に係る各種会議

第3条において規定する会議

(4) 相談・通告

児童相談所が受け付けた以下の相談・通告をいう。

ア 子どもに関する家庭その他からの相談のうち、対応に専門的な知識及び技術を要するもの

イ 虐待が疑われる児童、あるいは保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（要保護児童）を発見した者からの通告又は児童委員を介しての通告

ウ 児童福祉法（以下「法」という。）第27条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者についての市町村及び都道府県の設置する福祉事務所の長からの送致

エ 警察官からの送致等

オ その他関係機関からの援助依頼、調査依頼、照会、届出等

(5) 受理

児童相談所が受け付けた相談・通告について、相談の種類、受付経路、年齢要件、管轄等を整理区分するとともに、主たる担当者、調査及び診断の方針等を検討するもの

(6) 援助方針

以下のいずれかに該当するもの

ア 児童相談所が受理した相談について、種々の専門職員の関与による調査・診断・判定を行い、それに基づいて作成する子どもの最善の利益を追求するための指針（方針）

イ 効果的な援助を実施するために、個々の子どもとその家族の複雑な支援ニーズを適

切に把握・評価し、援助の目標を立て、その目標を達成するための具体的で実効性のある指針として策定するもの

（援助方針等の決定に係る各種会議）

第3条

児童相談所における相談・通告等に係る受理の要否、援助方針等について、検討・協議を行う会議として、受理会議、判定会議、援助方針会議を設置する。

（援助方針等の決定に係る各種会議の所管事項）

第4条

受理会議、判定会議、援助方針会議の所管事項は以下のとおりとする。

(1) 受理会議

- ア 一時保護所（すばるホーム）における一時保護の要否及び対応方針の検討
- イ 一時保護所（すばるホーム）以外の里親及び児童福祉施設等における一時保護委託の要否及び対応方針の検討
- ウ 危機介入を要する事案等の対応方針の検討

(2) 判定会議

- ア 初回虐待判定会議
児童虐待相談・通告にかかる初期調査後の虐待認定及び今後の対応方針の検討
- イ 定例虐待判定会議
在宅継続指導中の虐待事案に係る支援評価及び今後の対応方針の検討
- ウ 判定会議
児童虐待事案に限らず、処遇困難事案の対応方針及び一時保護（一時保護委託を含む。）や行政処分措置の決定及び解除等の検討
- エ 施設等措置児童判定会議
里親委託措置あるいは児童福祉施設入所措置を行っている事案に係る支援状況の評価及び今後の対応方針の検討

(3) 援助方針会議

- 調査、診断を基にした判定結果に基づき、以下の事項に係る児童や保護者に対し最も効果的な援助指針の作成及び確認
- ア 法第27条第1項第2号の措置（児童福祉司指導）
 - イ 法第27条第1項第3号の措置（里親委託措置、小規模住居型児童養育事業委託措置、児童福祉施設等入所措置）
 - ウ 法第27条第1項第4号の措置（家庭裁判所送致）
 - エ 法第27条第3項の措置（家庭裁判所からの児童相談所長送致）
 - オ 法第33条の6の措置（児童自立生活援助事業者への委託）
 - カ 法第27条の2第1項の措置（少年法審判による児童自立支援施設若しくは児童養護施設入所）

- キ 法第27条の3の措置（家庭裁判所への強制的措置許可申請）
- ク 法第28条の措置（保護者の児童虐待等の場合の家裁への施設入所措置承認申立て）
- ケ 法第33条の7（親権喪失等の審判及び取消の請求）、33条の8（未成年後見人選任の請求）及び33条の9（未成年後見人解任の請求）の措置
- コ 法第31条第2項の措置（18歳到達の年度末を越えて在所期間の措置延長を行う場合等）
- サ 法第33条（一時保護及び委託一時保護、その期間が2箇月を超える場合）及び法第33条第5項（親権者の意に反して2箇月を超えて一時保護を行う審判申立て）の措置
- シ 虐待を事由に里親委託・施設入所措置した児童の措置停止又は措置解除
- ス 判定会議で取り扱った困難事案

（援助方針等の決定に係る各種会議の主宰者）

第5条

前条に規定する各会議は、以下の職員が主宰する。

なお、主宰する職員が重複している場合は、相談支援課長（ただし、児童相談所にある場合は、相談支援第一課長又は相談支援第二課長）が主宰する。

(1) 児童相談所

ア 受理会議

- ・ 相談支援課長
- ・ 企画調整課長
- ・ 児童虐待対策担当課長（虐待事案の場合に限る。）

イ 判定会議

- ・ 相談支援課長
- ・ 社会的養育推進担当課長（里親委託措置、乳児院・児童養護施設入所措置、法第28条第1項～第3項に基づく家事審判及び法第33条の7に基づく親権喪失の審判等を経て児童福祉施設等に入所措置している児童の場合に限る。）
- ・ 児童虐待対策担当課長（虐待事案の場合に限る。）

ウ 援助方針会議

相談支援課長

(2) 第二児童相談所

ア 受理会議

- ・ 相談支援課長
- ・ 児童虐待対策担当課長（虐待事案の場合に限る。）

イ 判定会議

- ・ 相談支援課長
- ・ 児童虐待対策担当課長（虐待事案の場合に限る。）

ウ 援助方針会議

相談支援課長

（援助方針等の決定に係る各種会議の開催頻度）

第6条

第4条に規定する会議は、前条各号の事項を所掌する課長級職員が主宰し、別表1に定める頻度で開催する。

ただし、主宰者が緊急を要すると判断した場合は、随時開催することができる。

（会議の構成員等）

第7条

第4条に規定する会議の構成員は、別表1に定めるとおりとする。

なお、主宰者が必要と認める場合には、その他職員の出席を認めるものとする。

（会議における個人情報の取扱い）

第8条

第4条に規定する会議の主宰者は、会議終了後、個人情報に記載された資料を回収・破棄する。

ただし、原本は、担当児童福祉司において、決定事項等を記載のうえ、児童記録（台帳）に編纂し保存する。

（会議の記録等）

第9条

(1) 記録

担当児童福祉司は、第4条に規定する各会議終了後、速やかに、以下の事項等を記録する。

- ア 会議名
- イ 会議開催目的・協議事項
- ウ 会議開催日時
- エ 会議参加者
- オ 会議結果

(2) 回付

担当児童福祉司は、前号の記録を作成後、児童記録（台帳）に編綴のうえ、別表2のとおり回付する。

(3) 回付後

援助方針決定書（様式第1号）を所長等決定者が承認した段階において、児童相談所の方針決定となる。

なお、方針決定後の援助方針決定書については、児童記録（台帳）に編綴する。

（児童記録の閲覧区分）

第 1 0 条

児童記録に集約される情報に係る閲覧者は、当該相談に係る担当職員及び係長級以上の職員に限定し、いずれの職員も担当する業務の役割を超えて、正当な事由なく児童記録に集約される情報を閲覧してはならない。

なお、担当職員不在時等において、相談経過の把握等が必要な場合には、係長級以上の職員の指示を受け、対応するものとする。

（その他）

第 1 1 条

児童相談所長及び課長級職員は、この要綱に定める各規定が適正かつ円滑に運用されるよう、必要な事務手順の改善や事務マニュアル等の整備に努めるものとする。

（補則）

第 1 2 条

この要綱の実施に関し必要な事項は、児童福祉センター長が定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和 3 年 2 月 1 0 日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和 5 年 3 月 2 3 日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

各会議の開催頻度及び構成員

会議名	開催頻度	種別	構成員
受理会議	受理会議	随時	共通
			相談支援課長（所長に代えることも可）
			虐待
			児童虐待対策担当課長、虐待班担当主席児童福祉司、虐待班担当児童福祉司、地域班担当主席児童福祉司・地域班担当児童福祉司（地域班が担当する施設入所児童や継続指導中の虐待事案の場合）
			施設入所児 （施設担当事案の場合）
			社会的養育推進担当課長、施設担当主席児童福祉司、施設担当児童福祉司
		随時	里親委託児
			社会的養育推進担当課長、里親養育支援係長、里親養育支援係担当児童福祉司、施設担当主席児童福祉司、施設担当児童福祉司
			その他相談
			地域班担当主席児童福祉司・地域班担当児童福祉司（地域班が担当する施設入所児童や継続指導中の虐待事案も含む）
		随時	内容に応じて出席する者
			所長（職権一時保護・援助方針の作成により慎重な検討が必要な事案）、企画調整課長・一時保護所運営担当課長・保護係長・担当係長（所内一時保護）、相談係長・相談受付員等担当した関係職員（相談受付時の状況等詳細把握を伴う場合）、心理支援担当課長・心理支援係長・担当児童心理司（性的虐待事案等当初から慎重な児童ケア等を要する事案）、社会的養育推進担当課長・里親養育支援係長・里親養育支援係担当児童福祉司（里親委託の検討が必要な事案）

会議名	開催頻度	種別	構成員
判定会議	初回虐待判定会議	定例 （児童虐待対策担当課長につき週 1 回開催）	共通
			児童虐待対策担当課長、虐待班主席児童福祉司、虐待班担当児童福祉司又は調査啓発員
	定例虐待判定会議	定例 （児童虐待対策担当課長につき週 1 回開催）	内容に応じて出席する者
			所長・相談支援課長・相談支援課担当係長（京都市府警児童虐待対策係長）・相談支援課担当係長（京都市教育委員会事務局生徒指導課子ども支援専門官）（援助方針の策定により慎重な検討が必要な事案）、地域班主席児童福祉司・地域班担当児童福祉司（地域で継続的に支援を行う必要がある事案）、社会的養育推進担当課長・施設担当主席児童福祉司・里親養育支援係長・各担当児童福祉司（施設入所措置や里親委託を検討する事案）、心理支援担当課長・心理支援係長・担当児童心理司（心理学的評価が必要と思われる事案）
	判定会議	随時	共通
			児童虐待対策担当課長、虐待班主席児童福祉司、地域班担当主席児童福祉司、地域班担当児童福祉司
			内容に応じて出席する者
			相談支援課長（所長に代えることも可）
			虐待
			児童虐待対策担当課長、虐待班担当主席児童福祉司、虐待班担当児童福祉司
			施設入所児 （施設担当事案の場合）
			社会的養育推進担当課長、施設担当主席児童福祉司、施設担当児童福祉司
			里親委託児
			社会的養育推進担当課長、里親養育支援係長、里親養育支援係担当児童福祉司、施設担当主席児童福祉司、施設担当児童福祉司
	施設等措置児童判定会議	定例 （週 1 回開催）	その他相談
			地域班担当主席児童福祉司・地域班担当児童福祉司（地域班が担当する施設入所児童や継続指導中の虐待事案も含む）
		随時	内容に応じて出席する者
			所長（職権一時保護・援助方針の策定により慎重な検討が必要な事案）、一時保護所運営担当課長・保護係長・担当係長（所内一時保護）、心理支援担当課長・心理支援係長・担当児童心理司（心理学的評価が必要と思われる事案）、主席児童福祉司又は係長・担当児童福祉司（判定結果に伴う担当変更により当該事案の担当となることが見込まれる場合）
		随時	共通
			相談支援課長、社会的養育推進担当課長、心理支援係長、施設担当主席児童福祉司、施設担当児童福祉司
		随時	内容に応じて出席する者
			所長（援助方針の策定により慎重な検討が必要な事案）、児童虐待対策担当課長・虐待班担当主席児童福祉司・虐待班担当児童福祉司（措置の経緯が虐待による事案）、地域班主席児童福祉司・地域班担当児童福祉司（施設入所措置を解除し家庭引き取りを検討する事案）、里親養育支援係長・里親養育支援係担当児童福祉司（施設入所から里親委託への措置変更を検討する事案）、心理支援担当課長・担当児童心理司（心理学的評価が必要と思われる事案）

会議名	開催頻度	種別	構成員
援助方針会議	定例 （週 1 回開催）	共通	所長
			企画調整課長、企画調整係長、一時保護所運営担当課長・保護係長・担当係長
			相談支援課長、児童虐待対策担当課長、社会的養育推進担当課長、心理支援担当課長
			相談係長、地域班各担当主席児童福祉司、虐待班各担当主席児童福祉司、施設担当主席児童福祉司、里親養育支援係長、心理支援係長
			各事案に係る担当児童福祉司・担当児童心理司

- ※ 児童相談所については、「相談支援課長」を「相談支援第一課長」又は「相談支援第二課長」へ置き換える。
- ※ 種別の施設入所児の構成員である社会的養育推進担当課長は、第二児童相談所では相談支援課長が担う。
- ※ 社会的養育推進担当課長、里親養育支援係長及び里親養育支援係の児童福祉司は、第二児童相談所では必要に応じ参加する。
- ※ 開催頻度を定例としているものであっても、必要に応じて随時開催することを妨げない。

各会議終了後の回付ルート

	方針案	①起案者	②	③	④	⑤	⑥	決定者
共通	一時保護(委託)及び措置(行政処分)	担当児童福祉司	担当主席児童福祉司		企画調整係長	企画調整課長	相談支援課長	所長
	負担金に関係する場合	担当児童福祉司	担当主席児童福祉司	施設担当主席児童福祉司	社会的養育推進担当課長	企画調整課担当係員	企画調整係長	企画調整課長
初回虐待判定会議	助言指導 その他	担当児童福祉司	担当主席児童福祉司	児童虐待対策担当課長			相談支援課長	所長
	市町村送致	担当児童福祉司	担当主席児童福祉司	児童虐待対策担当課長	企画調整係長	企画調整課長	相談支援課長	所長
	継続指導	担当児童福祉司	担当主席児童福祉司	児童虐待対策担当課長			相談支援課長	所長
定例虐待判定会議	助言指導 その他	担当児童福祉司	地域班主席児童福祉司 虐待班主席児童福祉司	児童虐待対策担当課長			相談支援課長	所長
	市町村送致	担当児童福祉司	地域班主席児童福祉司 虐待班主席児童福祉司	児童虐待対策担当課長	企画調整係長	企画調整課長	相談支援課長	所長
	継続指導 (支援継続含む)	担当児童福祉司	地域班主席児童福祉司 虐待班主席児童福祉司	児童虐待対策担当課長			相談支援課長	所長
児童虐待事案 以外の判定会議	助言指導・訓戒・その他	担当児童福祉司	担当主席児童福祉司				相談支援課長	所長
	継続指導 (支援継続含む)	担当児童福祉司	担当主席児童福祉司				相談支援課長	所長
施設等措置児童に係る判定会議	支援継続前提 (児童虐待事案)	担当児童福祉司	施設担当主席児童福祉司	虐待班主席児童福祉司	児童虐待対策担当課長	社会的養育推進担当課長	相談支援課長	所長
	支援継続前提 (児童虐待事案以外)	担当児童福祉司	施設担当主席児童福祉司			社会的養育推進担当課長	相談支援課長	所長

※児童相談所については、「相談支援課長」を「相談支援第一課長」又は「相談支援第二課長」へ置き換える。

※「社会的養育推進担当課長」は、第二児童相談所では「相談支援課長」が担う。

※共通のうち、担当変更(虐待班⇒地域班、虐待班⇄施設担当)に伴う措置決定については、「担当主席児童福祉司」の後に、担当変更後の「主席児童福祉司」が加わる。

また、児童相談所においては、里親委託や施設入所を伴う措置及び措置解除決定については、企画調整係長の前に「里親養育支援係長」(里親事案のみ)及び「社会的養育推進担当課長」が加わる。

※共通のうち、虐待の場合は、「担当主席児童福祉司」の後に、「虐待班主席児童福祉司・児童虐待対策担当課長」が加わる。

※共通のうち、負担金に関係する場合は、第二児童相談所については、「企画調整係長」を「相談係長」へ置き換える。

※共通のうち、負担金に関係する場合は、第二児童相談所については、「企画調整課長」を「相談支援課長」へ置き換える。

※虐待班以外が担当している児童に係る通告があった場合の初回虐待判定会議については、「担当主席児童福祉司」の後に、「虐待班主席児童福祉司」が加わる。

※初回虐待判定会議において、軽易と見込まれる事案については、「児童虐待対策担当課長」を決定者とすることを可能とする。

※施設等措置児童に係る判定会議のうち、里親委託に関連する場合は、児童相談所については、「施設担当主席児童福祉司」の後に、「里親養育支援係長」が加わる。

※施設等措置児童に係る判定会議のうち、施設入所措置を解除し家庭引き取りを検討する場合は、「施設担当主席児童福祉司」の後に、「地域班主席児童福祉司」が加わる。

※ただし、執務室及び回付の動線の状況等から、決定者が回付する職間で回付経路を変更する必要がある場合は、変更し回付することができる。また、回付する職と同等の職が組織改正により設けられるときは、回付する職を当該同等の職に置き換え、回付することができる。

援助方針決定書

様式第1号（第9条関係）

ケース番号		氏名		性別		生年月日	
住所							
受付番号							
処遇等の内容							
課税額等の内容	扶養義務者	児童との続柄					
		所得税額			0円		0円
		市民税額	均等割		0円		0円
			所得割		0円		0円
		所得調査		年月日			確認先
階層区分				徴収金月額(基準額)		0円	
				1日あたりの金額(併行通園)		0円	
兄弟姉妹の施設入所状態							
減免期間				減免後階層		減免後徴収額	0円
日割の期間						日割徴収金額	0円
入所施設等の名称						免除理由	
停止期間							
起案		所長・発達相談課長	企画調整課長			係長	係員
実施						⋮	⋮
			相談支援課長	担当課長	主席又は係長		福祉司
決定						⋮	⋮